

障がい第1032号
令和7年（2025年）9月5日

各障害福祉サービス事業所 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

令和7年8月6日から大雨による障がい者福祉施設等設備災害復旧に係る所要見込額調査について（依頼）

令和7年8月6日から大雨による災害で被災した障がい者福祉施設等について、事業再開のために必要な備品・設備等に要する費用等を調査するため、下記3の書類を提出いただきますようお願いします。

なお、当該調査は、補助金の交付等をお約束するものではありませんが、今後、補助金の交付申請を予定されている事業所においては、当該調査に必ず御回答ください。

記

- 1 対象施設
障害福祉サービス事業所等（熊本市内を除く）
- 2 対象経費（対象経費は令和6年度の豪雨による災害の際に厚生労働省から発出された交付要綱を基にしているため、令和7年8月6日から大雨による災害に対しても必ずしも同じ経費が対象となるわけではありませんのでご注意ください。）
 - ①開設準備経費
当該被災事業所等の事業再開に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費
 - ②災害復旧設備費
当該被災事業所等の災害復旧に必要な需用費、役務費、委託料（耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む）、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）

③災害復旧大規模生産設備費

就労訓練設備事業の災害復旧に必要な備品購入費、工事費、又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）

※詳細につきましては、別添「交付要綱」及び「実施要項」をご確認ください。

なお、上記別添資料につきましては、令和6年度の豪雨災害の際のものであり、令和7年8月6日から的大雨による災害のものではないためご注意ください。

3 提出物

- ・調査票（被災した施設が複数ある場合は、施設ごとにファイルを作成してください。また、見込額について、見積書やカタログ等から額の算定ができない場合は概算でご記入ください。）
- ・見積書等の実支出（見込）額がわかるもの
- ・被害写真

4 提出期限

令和7年（2025年）9月19日（金）【期限厳守】

※該当しない場合の回答は不要です

5 提出先

下記担当者にメールで提出してください。

（参考）

今後、補助金が創設された場合、県への交付申請時には被害を受けたことを証する書類等を提出いただく可能性があります。

よって、備品台帳、被災写真、メーカーによる被災証明、見積書、契約書、領収書等の書類は廃棄等せず保管しておいてください。

企画共生班 担当：上園、保井

TEL：096（333）2236

FAX：096（383）1739

E-mail：uezono-k@pref.kumamoto.lg.jp